①

佐久穂町立千曲病院老人保健施設

「給食調理業務」委託事業

募集要項

令和８年11月

目　次

第１章　総 則 1
　第１節　本事業の概要 1
　　１．　履行場所 1
　　２．　期間 1
　　３．　選定方式 1
　第２節　本事業の内容 1
　　１．給食数（定員等）について 1
　　２．食事提供時間（原則）について 1
　　３．事業の条件 2
　　（１）財政負担 2
　　（２）会計年度と会計処理 2
　　４．　法令等の遵守 2

第２章　本事業参加の要件 2
　第１節 本事業への参加資格 2
　　１．　応募者の参加資格 2
　　２．　本事業に係る参加資格確認基準日 2
　　３．　参加資格要件の喪失 3

第３章　本事業参加の手続等 3
　第１節 参加意思の表明 3
　　１．　受付期間 3
　　２．　受付場所 3
　第２節 募集要項、業務要求水準書及び審査基準書に関する質問受付及び回答 3
　　１．　質問及びその提出方法 3
　　２．　質問受付期間 3
　　３．　質問の回答 3
　第３節 提案書の提出 4
　　１．　受付期間 4

２．　受付場所 4
３．　提出書類及び部数等 4

第４章　事業者の選定に関する事項 4
第１節 審査の方法及び優先交渉権者の決定 4
第２節 結果の通知 4
第３節 基本協定等の締結 4
１．　基本協定の締結 4
２．　契約の締結 5
３．　他の応募者との協議 5

第５章　応募にあたっての留意点 5
第１節　留意点 5
１．　費用の負担 5
２．　提出書類の変更の禁止 5
３．　虚偽の記載をした場合 5
４．　使用言語及び単位 5
５．　著作権等 5
６．　提出書類の取り扱い 5
７．　応募者が一者であった場合の取り扱い 6
８．　応募の辞退 6

第６章　本事業スケジュール 6

第７章 本事業の経費分担と貸与設備 7
第１節　経費分担 7
第２節　貸与設備 8

第３節　その他 8

第８章 その他 8

佐久穂町立千曲病院老人保健施設　「給食調理業務」委託事業　　募集要項

本募集要項は、佐久穂町立千曲病院老人保健施設（以下「当施設」という。）の介護保健施設サービス、（介護予防含む）短期入所療養介護、（介護予防含む）通所リハビリテーションの利用者並びに隣接する佐久穂町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が提供する通所介護利用者を対象に給食調理業務を委託（以下「本事業」という。）するにあたり、本事業の受託を希望する民間事業者等（以下「事業者」という。）の募集に関する必要事項について定めるものとする。

なお、本募集要項は、本事業の業務要求水準書及び審査基準書と一体をなすものである。

第１章　総 則

第１節　本事業の概要

１．履行場所

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地２　当施設厨房内

２．期間

本事業の期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５年度とし、年度ごとに予算成立を条件として契約を継続する。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定等に抵触した場合は、本条項は適用されない。

３．選定方式

「公募型プロポーザル方式」にて選定する。

第２節　本事業の内容

１．給食数（定員等）について

（１）当施設入所サービス定員　29人　（別途、職員用の検食　各１食）
朝食、昼食、夕食、間食（午後１回）

（２）当施設通所サービス定員　25人
昼食、間食（午後１回）

（３）社協通所介護定員　　40人
（１日平均30人）（別途、職員用の検食　各１食）
昼食、間食（午後１回）

２．食事提供時間（原則）について

食事区分	当施設配膳受渡	当施設下膳	社協受渡（当施設内）
朝　食	7：50	8：30	
昼　食	11：50	12：30	11：00
間　食	14：50	15：30	11：00
夕　食	17：50	18：30	

３．事業の条件

（１）財政負担

① 人件費等（委託費）に要する費用

本事業の人件費等に要する費用については、当施設が本事業に関する事業契約を締結した事業者に対して支払う。

なお、上記に係る財政負担の上限は、年額28,000,000円（税別）と想定し、この金額を超える提案を妨げないが、評価において減点対象とする。

ただし、事業期間中に著しい社会情勢等の変化により人件費等の変更が必要な場合は、当施設との協議の上、決定する。

また、人件費等に要する費用は、当施設と社協とで按分し、それぞれから支払う。

② 食材料等に要する費用

本事業の食材料等に要する費用については、調達に要した費用とし、食事区分ごとに定額とする。

また、食材料等に要する費用は、当施設と社協とで提供された食数に応じて、それぞれから支払う。

（２）会計年度と会計処理

本事業の会計期間は、４月１日から翌年３月31日までとし、毎月末締めで処理すること。

４．法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等）等を遵守しなければならない。

第２章 本事業参加の要件

第１節 本事業への参加資格

１．応募者の参加資格

（１）本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）の共通の参加資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

③ 応募者は、長野県内に事業所、又は営業所を有していること。
ただし、個人事業主での応募はできない。

２．本事業に係る参加資格確認基準日

本事業に係る参加資格確認基準日は、参加意思表明書等の提出期限日（令和８年11月24日）とし、参加資格要件を満たした事業者へは、本事業提案書（以下「提案書」という。）の提出を求める旨の通知を令和８年11月25日（水）に発送する。

３．参加資格要件の喪失

事業者は、参加資格確認基準日の翌日から当施設と基本協定を締結するまでの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

第３章　本事業参加の手続等

第１節 参加意思の表明

応募者は、「参加意思表明書」（様式２－１）を応募者の会社概要が分かるもの（パンフレット等）と会社定款を添えて、下記の期間中に持参し提出するものとする。

佐久穂町へ「入札参加資格審査申請」を未提出の応募者は、併せて提出すること。

１．受付期間

令和８年11月13日（金）から令和８年11月24日（火）までの午前９時から午後５時までとする（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

２．受付場所

佐久穂町立千曲病院老人保健施設　　担当：金子友和

〒384-0613　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地２

代表電話　　0267-86-5330

第２節 募集要項、業務要求水準書及び審査基準書に関する質問受付及び回答

募集要項、業務要求水準書及び審査基準書（以下「募集要項等」という。）に関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

１．質問及びその提出方法

「募集要項等に関する質問表」（様式１）に、質問の内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出するものとする。

また、電話による質問は受け付けないこととする。

E-mail： rouken@town.sakuho.nagano.jp

なお、電子メールを送信した際は、電話にて着信を確認すること。

電話：0267-86-5330

２．質問受付期間

令和８年11月13日（金）から令和８年11月24日（火）までとする。

３．質問の回答

質問の回答は、随時行うものとする。

また、最終の回答期限は令和８年11月25日（水）までとし、当施設が提案書の提出を求める事業者へは、全ての質問項目とその回答を伝えることとする。

ただし、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問に関しては、当該質問者にのみ回答するものとする。

第３節 提案書の提出

応募者は、以下のとおり本事業に係る提案書を持参し提出するものとする。

１．受付期間

令和８年11月30日（月）から令和８年12月21日（月）までの午前９時から午後５時までとする（土曜日及び日曜日を除く）。

２．受付場所

佐久穂町立千曲病院老人保健施設　　担当：金子友和

〒384-0613　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地２

３．提出書類及び部数等

応募時に提出する書類及び部数等は、別添「様式及び記載要領」と「様式集」のとおりとする。

第４章 事業者の選定に関する事項

第１節 審査の方法及び優先交渉権者の決定

応募者が提出した提案書の審査は、本事業を熟知した外部委員、佐久穂町職員、社協職員及び佐久穂町立千曲病院職員とで構成する佐久穂町立千曲病院老人保健施設「給食調理業務」委託事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別に定める本事業の審査基準書に基づき、提案書の確認、応募者へのヒアリング等の総合的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定するとともに、その結果を管理者（佐久穂町長）に報告する。

管理者は、選定委員会からの審査結果の報告をもとに、優先交渉権者となる事業者を決定する。

なお、選定委員会は、提案内容等について確認が必要な場合は、応募者に対して個別に連絡又は実地調査を実施することがある。その場合においては、事前に応募者に通知することとする。

第２節 結果の通知

優先交渉権者が決定した後は、応募者に文書にて結果を通知する。

第３節 基本協定等の締結

１．基本協定の締結

当施設は、選定等の結果、優先交渉権者となった応募者と本事業の実施に係る協議を行い、協議が整った場合は、選定事業者として決定し、基本協定を締結する。

また、基本協定を締結した事業者を、千曲病院公式ホームページを通じて公表する。

基本協定を締結した事業者は、本事業の契約を締結するまでの間は、当施設との定期的な協議等に無償で応じるものとし、契約を締結するまでに用意できるものについては、事前に準備を進めるものとする。

ただし、事業者の責において契約を締結するに至らなかった場合は、事前に用意したものに対して、当施設は一切の責任を負わないものとする。

２．契約の締結

当施設は、基本協定の締結後、契約内容に関する協議と諸手続が成立した場合は、令和９年４月１日付で契約を締結するものとする。

３．他の応募者との協議

基本協定の締結後、当施設と選定事業者との契約内容に関する協議が成立しない場合、又は契約締結までに選定事業者が事業参加の要件を欠いた場合、当施設は審査結果の次点の応募者と順次協議を行うことができるものとする。

第５章　応募にあたっての留意点

第１節　留意点

１．費用の負担

応募に関し必要となる費用は、応募者の負担とする。

２．提出書類の変更の禁止

応募にあたって提出した書類の内容については、提出締切日以降の変更は認めない。

３．虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その応募は無効とする。

４．使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、通貨単位は円に限る。

５．著作権等

提案書の著作権は、当該提案書を提出した応募者に帰属する。

ただし、当施設が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、当施設はこれを無償で使用することができることとする。

また、選定に至らなかった応募者の提案書については、事業者の選定後、当該提案書を提出した応募者に確認の上、返却することを基本とする。

６．提出書類の取り扱い

応募者から提出された提案書（選定されなかった応募者からの提案書を含む。）は、目的以外には使用しない。

また、応募者から提出された提案書（選定されなかった応募者からの提案書を含む。）は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

７．応募者が一者であった場合の取り扱い

応募者が一者であった場合でも、審査基準書に従い提案書の審査を行い、提案内容が業務要求水準書の要件を満たし、選定委員会が適当と判断した場合、その旨を管理者に報告する。

管理者は、選定委員会からの報告をもとに、その事業者を優先交渉権者として選定するかを決定する。

８．応募の辞退

応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式２－２）を当施設まで直接持参、又は郵送にて送付することとする。

９．その他

本事業の提案にあたって応募者は、業務要求水準書に示す要件を満たす提案書を作成することとし、作成にあたっては具体的な根拠を可能な限り示すこととする。

第６章　本事業スケジュール

事業者選定から供用開始（開業）までのスケジュールを以下のとおり予定する。

事業内容	スケジュール（予定）
本事業に係る募集要項等の公表	令和８年11月12日（木）
募集要項等に対する質問受付	令和８年11月13日（金） ～　令和８年11月24日（火）
募集要項等に対する質問回答期限	令和８年11月25日（水）
参加意思表明書等提出期限	令和８年11月24日（火）
提案書の提出を求める通知の発送	令和８年11月25日（水）
提案書の提出期間	令和８年11月30日（月） ～　令和８年12月21日（月）
応募者のプロポーザル（ヒアリング開催）及び 選定委員会開催	令和８年12月23日（水） ～　令和８年12月25日（金）
優先交渉順位の決定及び選定結果を管理者へ報告	令和８年12月28日（月）
優先交渉権者の決定及び基本協定締結	令和９年１月５日（火） ～　令和９年３月31日（水）
給食調理業務契約締結	令和９年４月１日（木）

第７章 本事業の経費分担と貸与設備

第１節　経費分担

基本的な経費分担の考え方は以下のとおりとする。

経　費　の　明　細	当施設負担	事業者負担	備　　考
１．委託費	○		
２．給食材料費	○		※（注１）
３．光熱水費	○		
４．調理器具等の補充費	○		※（注２）
５．食器等の補充費	○		
６．洗剤・薬剤費		○	
７．検診・検便費		○	
８．被服費・洗濯代		○	
９．防鼠、防虫	○		専門業者へ委託
10．残菜等廃棄物処理費	○		施設生ゴミ処理機を使用
11．食事関係帳票印刷費	○		
12．事務用品費		○	
13．検食費	○		
14．官公庁諸手続費用		○	
15．その他厨房用消耗品費	○		
16．脱水予防飲料費 （水分補給ゼリーの素）		○	

（注１）　当施設及び社協とも、食事等の際のお茶・コーヒー・砂糖・トロミ剤などは、食材料費に含めること。

（注２）　事業者の故意又は過失による場合は、事業者の負担とする。

第２節　貸与設備

当施設から貸与する主な設備は以下のとおりとする。

設備、器具等の名称	台数	設備、器具等の名称	台数
１．移動台	2	15. ガス炊飯器	2
２．ピーラー	1	16. ガス回転釜	1
３．包丁まな板殺菌庫	1	17. スチームオーブン	1
４．２槽タンク	1	18. 盛り付け台	1
５．作業台	2	19. 配膳車	2
６．冷凍庫	2	20. ソイルドテーブル	1
７．冷蔵庫	2	21. 食器洗浄器	1
８．ガステーブル	1	22. クリーンテーブル	1
９．シンク付台	1	23. パンラック	1
10. フードプロセッサー	1	24. 食器消毒保管庫	1
11. ミキサー	1	25. 検食用ストッカー	1
12. コールドテーブル	1	26. 電磁調理器	2
13. 洗米器	1	27. 食缶（社協用）	必要数
14. 炊飯器（社協用含む）	3	28. 食缶運搬用台車（社協用）	1

（注１）　事業者の故意又は過失により破損等した場合は、事業者の負担により修繕等を行うこと。

第３節　その他

事業者従事者専用駐車場を４台分無償で用意する。

また、その他に従事者駐車場が必要な場合は、当施設職員駐車場を無償で利用することとする。

第８章 その他

募集要項等の内容に変更が生じた場合、当施設は参加意思表明書等を提出した事業者に早急に連絡するとともに、変更後の募集要項等については、速やかに千曲病院公式ホームページを通じて公表する。